

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（案）
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二を削る。

第十一条中「第八条の二の議会雑費並びに」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日前に係る分の議会雑費については、なお従前の例による。

理由

各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。